

県内編・資料

大分県における人権関連条例等の一覧

分野	条 例 等 の 名 称	公 布 日	備 考
全 人 般 権	大分県人権尊重社会づくり推進条例	平成20年12月19日	
	大分県人権尊重社会づくり推進条例施行規則	平成21年 3 月31日	
女 性	大分県男女共同参画推進条例	平成14年 3 月29日	
	大分県男女共同参画推進条例施行規則	平成14年 5 月31日	
子 ども	青少年の健全な育成に関する条例	昭和41年 4 月15日	
	青少年の健全な育成に関する条例施行規則	昭和41年 6 月 3 日	
高 障 が 齢 い 者 者	大分県福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月15日	
	大分県福祉のまちづくり条例施行規則	平成 7 年 6 月30日	
	大分県障害者施策推進協議会条例	昭和48年 3 月31日	
	大分県精神保健福祉審議会条例	昭和40年10月19日	
	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	平成28年 3 月30日	
	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則	平成28年 3 月30日	
そ の 他	大分県情報公開条例	平成12年12月22日	
	知事が管理する公文書の公開等に関する規則	平成13年 3 月30日	※
	大分県個人情報保護条例	平成13年12月25日	
	大分県個人情報保護審議会規則	平成14年 2 月19日	
	知事が保有する個人情報の保護等に関する規則	平成14年 5 月31日	※
	大分県安全・安心まちづくり条例	平成16年 3 月31日	
	大分県犯罪被害者等支援条例	平成29年12月22日	
	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和53年12月23日	
	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則	昭和54年 4 月 1 日	
大分県行政手続条例	平成 7 年 9 月29日		

※印＝同様規則を各任命権者ごと制定

大分県同和対策審議会議案書

(平成14年11月8日)

(1) 大分県における同和対策事業の総括

■ 昭和44年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、33年間にわたり3つの特別措置法に基づいて実施してきた特別対策は、平成14年3月末で終了した。

この間、県及び市町村で実施した同和対策事業費の総額は約1,379億円であり、うち生活環境改善等の物的事業は約770億円(55.9%)、教育・啓発等の非物的事業は約609億円(44.1%)である。

財源内訳は、国庫支出金が約565億円(41.0%)、県支出金が約280億円(20.3%)、市町村支出金が約534億円(38.7%)となっている。

この33年間の事業の効果については、国が実施した平成5年度同和地区実態把握等調査の大分県分結果及び平成7年度大分県同和対策実態調査の結果、さらには前回の審議会でも評価されたとおり、生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は相当の成果をあげ、同和地区と周辺地域との較差はほとんどみられなくなったところである。

しかしながら、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。

また、同和教育や啓発活動についても、平成11年に実施した人権問題に関する県民意識調査の結果では、約半数の人が同和問題を県民全体の問題として捉えなければならないと考えており、しかも同和教育や啓発活動に参加した人でこのような意識の改善がみられるなどの一定の成果がある一方、結婚問題を中心に差別意識がいまだ存在している状況である。

このように、今後の主要な課題は、部落差別撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育及び啓発の推進である。

■ 第13回大分県同和対策審議会（平成9年8月5日）以降の5年間における県の同和対策事業については、その審議の場において確認された、①非物的事業については、一般対策を有効かつ適切に活用し、課題解決に向け関係機関と連携を図りながら実施する、②県単独特別対策事業については、原則的に国の方針を踏まえ、本県の実態を勘案しながら、全面的に見直し（廃止・一般対策への移行等）をする、などの方針の下で推進されてきた。

この平成9年度から13年度までの5年間において、県及び市町村が実施した事業費の総額は約102億円であり、うち生活環境改善等の物的事業は約2.4億円（2.3%）、教育・啓発等の非物的事業は約99.8億円（97.7%）である。

財源内訳は、国庫支出金が約29億円（28.7%）、県支出金が約57億円（55.7%）、市町村支出金が約16億円（15.6%）となっている。

この5年間の事業費総額は、33年間の総事業費の7.4%に当たるが、非物的事業の比率が高くなったり、県支出金の割合が増加するなど、前回審議会時点までの28年間の状況（昭和44年度から平成8年度まで、比率＝物的事業60.2：非物的事業39.8、財源内訳＝国42.0：県17.5：市町村40.5）とは様変わりしている。

これは、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の一部が平成9年3月に改正され、特別対策としての事業が15事業に絞り込まれたこと等によるものである。

各施策のこれまでの主な実績と課題等については次のとおりである。

〈生活環境の改善〉

社会基盤の整備としては、下水道事業を12市町16か所、都市公園事業を5市町9か所で実施し、根幹的な公共施設の整備、改善を図ってきた。

住環境の改善としては、小集落地区改良事業を5市町7地区で実施、地域改善向公営住宅建設事業により26市町村において総戸数1,039戸を建設、さらに住宅新築資金等貸付事業により26市町村において3,996件の貸付を行い、また、

地区内において地区道路の新設改良557件、下排水路の整備327件、危険箇所対策162件の事業を実施し、住環境の改善、整備を図ってきた。

今後は、地域の実情を踏まえ、かつ、地域の均衡にも配慮しながら公共施設の整備を図る。

なお、住宅新築資金等貸付事業については、個々の住環境改善には成果をみたところであるが、今後の課題は貸付金の償還の促進であり、法的措置を含め貸付金の回収について、より一層の取組を行う。

〈社会福祉の増進〉

地区内における福祉保健対策については、児童福祉対策としての保育所への加配保母の配置を実施してきたが、平成9年度から一般対策化している。

また、老人保健対策としての人間ドック助成と母子保健衛生対策としての出産費助成を平成13年度まで実施してきたが、今後は一般の老人保健施策、母子保健衛生施策の中で対応することとした。

隣保館については、これまで地区住民に対する生活上の各種相談をはじめ社会福祉等に関する事業を総合的に実施してきたが、平成9年度から社会福祉事業法の対象施設へと位置付けが変わったことを受け、平成11年度から平成13年度にかけて、県内の10館すべてにおいて大規模修繕や施設のバリアフリー化等に取り組んできた。

今後は、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域集会施設や児童館、老人憩いの家、デイケア施設等との連携によって活動の一層の充実・活性化を図っていく。

社会福祉の増進について、今後は、各種施策が充実するなか、すべての県民の生活の向上と福祉の増進を図るため、福祉、保健、医療の連携のもとに、総合的、効果的に推進する。

〈産業の振興〉

農林水産業の振興については、ほ場整備、かんがい排水、農道整備、林道整備、魚礁、築いそ等の整備を実施し、生産基盤の整備はほぼ完了した。

また、近代化施設の整備として、共同作業所、ハウス・温室、ライスセンター及び養殖・加工施設等を建設するとともに農山漁村経営改善資金、農業近代化資金の貸付を行い、効率的かつ安定的な農業経営ができる条件整備を図ってきた。

これらの生産基盤及び近代化施設の整備等により地域の農林漁家の経営規模の拡大や生活の安定に寄与してきたが、一部の施設では、建設後の諸事情により低利用化、遊休化した施設もみられるので、今後は経営指導を強化するとともに関係者の主体的な努力を支援する。

また、農業用施設の管理運営や農業の技術経営等の相談活動については、これまで営農指導員を配置してきたが、今後は、担い手育成緊急地域経営構造コンダクターを設置して、これまで整備してきた施設の点検評価や経営指導を行うとともに、関係者、関係機関との連携を一層強化し、地域農業の持続的な発展を図る。

中小企業の振興については、同和地区小規模企業者に対し、同和中小企業相談所を設置し経営指導をするとともに、巡回相談事業も併せて行ってきたが、昨今の景気の低迷により、本県においても中小企業を取りまく環境は厳しさを増している。

今後は、県内中小企業の経営体質の強化や倒産防止対策を充実するとともに、各商工会議所等における経営指導により、同和地区小規模企業者の経営の改善、自立を支援する。

なお、経営の合理化、施設の近代化を図るための同和中小企業経営安定資金については、昭和53年までに877件の貸付を行ってきたが、多額の延滞債権の発生により昭和53年11月融資を中断し、平成9年度に制度を廃止した。この延滞債権の解消に当たっては、関係者が一体となった取組が必要である。

さらに、協同組合方式による事業の高度化を図るため構造改善等高度化事業を設け5組合に対し貸付を行ってきたが、その目的が十分達成されていない一方、多額の延滞債権が残っている。

〈職業の安定〉

就職機会の拡大を図るため、きめ細かな職業相談・巡回相談を行う職業相談員の配置、新規学卒者就職支度金の支給等を実施してきた。

また、職業に必要な知識及び技能を習得させるため、自動車委託訓練事業や職業訓練受講資金等貸付事業、専修学校技能修得奨学金貸付事業等を実施して、就職を支援してきた。

さらに、職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識のもとに適正な採用選考を行うことが必要であることから、従業員30人以上規模の県内の全事業所に対して、文書やリーフレットによる啓発活動を行うとともに、県内主要企業で構成する大分人権啓発商工連絡会が実施する研修等自主的な啓発活動に対して支援し、企業に対する啓発、指導を行ってきた。

今後は、公正採用選考人権啓発推進員への研修等、大分労働局等関係機関との連携を深めながら、企業に対して、公正な採用選考システムを確立すること及び職場内での差別事象の発生を防止することについて、啓発、指導していく。

〈教育の充実〉

同和教育は、社会の中に根強く残されている不合理な部落差別を中心とした、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間を育成することを目指し、昭和52年「大分県同和教育基本方針」を策定し、学校や地域の実態に即した推進体制及び同和教育実践の充実を図ってきた。

学校教育においては、同和教育推進教員等を中心として児童・生徒の学力の向上、進路指導に努めるとともに、進学奨励事業により高校・大学の進学率の

向上を図ってきた。

また、各種研修会を充実し教職員の資質向上を図り、学習教材や資料の活用、体験的参加型学習の導入を図るなどして体系的、効果的な同和教育実践の充実に努めるとともに、研究指定校、実践協力校、総合推進地域等の研究を通じて同和教育の一層の深化・充実を図ってきた。

しかしながら、依然として学校現場を中心に、差別発言や差別落書きなどの事象が発生しており、それらの解決を図るためには、当該校の主体的な取組はもちろんのこと、地域や他の学校との連携による取組が必要である。なお、外部団体との対応については、引き続き大分県教育委員会や市町村教育委員会等が当該校や研究団体と連携をとりながら行っていく。

昭和49年以来続けられてきた同和教育加配制度は平成13年度をもって廃止されたが、今後は同和問題をはじめとする様々な問題事象が後を絶たない現状や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)等の趣旨を踏まえ、人権教育を幅広く推進していくために、すべての学校において、人権教育を推進していく人材が必要である。

社会教育においては、市町村同和教育推進体制の整備や同和教育行政担当者の育成に努めるとともに、社会同和教育指導員を配置し、公民館や集会所等における学級・講座に同和問題や人権に関する学習を位置付けたりして、県民の人権意識を高める活動の充実を図ってきた。

こうした中で、県民の同和問題に対する理解と認識は徐々に深まっているものの、今後は粘り強く人権教育・啓発を推進する。

家庭教育においては、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観等を育む上で極めて重要な役割を担っているが、家庭教育力の低下が指摘される中、今後は、保護者への学習機会の提供や、子育てに対する相談体制の整備等、家庭教育に対する支援の一層の充実を図る。

また、同和教育の研究と実践を目的とした全県的な同和教育研究団体の活動については、発展的に人権教育に再構築するために、引き続き適切な指導・助

言を行っていく。

教育の充実について、今後は、国際的な人権尊重の潮流や人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまでの同和教育の成果を踏まえ、人権教育へと発展的に再構築していくことが大切である。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、人権尊重社会確立に向けた教育・啓発を行っていく必要がある。

なお、「人権教育のための国連10年」大分県行動計画が終了する平成16年12月までに、人権教育推進の基本的事項を定めた「大分県人権教育基本方針」（仮称）を策定する。

〈県民啓発の推進〉

同和問題に関し、県においては、県民の理解と認識を深め、差別意識を根絶してその早期解決を図るためには、地域の生活に密着した啓発が必要であることから、講演会やテレビ放映等マスコミを活用した啓発を実施するとともに、市町村や全県的な広がりを持つ各種団体等に対する事業の充実を図ってきた。

特に、県下の市町村における取組を支援するため、昭和54年から「市町村同和問題啓発事業費補助制度」を実施してきたが、平成14年度からは「市町村連携人権啓発推進事業費補助制度」を新たに設けて広域的な連携での事業の展開を促している。

また、昭和63年度から市町村啓発担当職員を対象とした研修会などを実施し、市町村における研修リーダーを養成してきた。

さらに、最近では、より効果を高めるために参加型学習（ワークショップ）の導入や、スマイルネット（（財）人権教育啓発推進センターによる人権関係情報データベースサービス）の活用、さらには企業啓発の充実を図るため、企業・団体啓発リーダーの養成講座や企業・団体への講師派遣事業などの事業に積極的に取り組んでいる。

推進体制としても、県、市町村及び国等が一体となって、啓発活動を拡大・強化するため、昭和57年8月に「大分県同和問題啓発推進協議会」を設立し、

「差別をなくす運動月間」や「人権週間」における講演会、街頭啓発などの関連行事、身元調査追放キャンペーン、各種研修会、啓発資料の作成、マスコミを活用した広報活動など様々な啓発活動に取り組んできた。平成6年度には、この協議会に農林水産関係団体、経済団体、マスコミ等の参画を求め、推進体制を強化した。

また、平成12年12月制定の人権教育・啓発推進法で、県や市町村の人権教育・啓発に関する施策の策定・実施の責務及び県民についても人権が尊重される社会の実現への寄与に努めるべき責務が明確にされたことも受け、この協議会を平成14年5月に「大分県人権教育・啓発推進協議会」に改めるとともに、新たな啓発方針「今後の人権教育・啓発のあり方」を策定し、これまで以上に行政機関をはじめとした各団体が一体となって、県民啓発を推進していくこととした。

しかしながら、各市町村段階における啓発事業の取組状況及び住民への浸透度合いには較差がみられるほか、平成11年2月に実施した「人権問題に関する県民意識調査」によっても、「同和地区の人への差別意識の有無」に関する設問について、「差別意識を持つ人はもういない（9.4%）」と「ほとんどの人は差別意識を持っていない（27.5%）」との合計が36.9%であるのに対して、「中には差別意識を持つ人もいる（35.7%）」と「差別意識を持つ人はまだ多い（15.7%）」との合計が51.4%と上回っており、依然、課題となっている。

また、「自分の子どもと同和地区の人との結婚」について、平成3年に実施した調査に比べて「反対する」は全体で26.3ポイントの大幅な減少をみたものの、「反対するが、本人の意思を尊重する」が17.9%（前回37.4%）、「絶対に反対する」が3.5%（前回10.3%）となっており、依然として差別意識が根強く残っている。

一方、差別落書き、差別発言などの事象も発生している。

これらの差別を生み出す原因を根本的になくすため、県や市町村等の啓発に関する事業を一層充実すること、及び県民が自身の課題として同和問題を人権

問題という本質から捉えて解決に努力することが求められている。

(2) 今後の同和行政の推進について

平成14年3月末をもって国の特別対策の根拠となってきた特別措置法が失効したが、今後の本県の同和行政は、過去33年間にわたる特別措置法に基づき特別対策として実施した諸施策の成果等を踏まえ、分権の時代にふさわしい地域の実情と課題に対応したものとして推進していかなければならない。

特に、本県の同和行政の今後の基本的方向を考えるに当たっては、「同和対策審議会答申」（昭和40年8月11日）の基本精神及び「地域改善対策協議会意見具申」（平成8年5月17日）の次のような趣旨に沿う必要がある。

- ① 同和問題は多くの人の努力によって、解決に向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題といわざるを得ない。
- ② 昭和40年の同和対策審議会答申の精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。
- ③ 同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。
- ④ 同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。
- ⑤ 特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れがあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢

が求められる。

以上のような基本認識のもと、本県における今後の基本方針は、以下のとおりとする。

- (i) 同和問題は、基本的人権に関わる問題であり、差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢で、その解決に向けて積極的に取り組んでいく。
- (ii) 就労対策、産業の振興等の非物的事業については、地区の状況などを的確に把握し、必要な事業については一般対策を有効かつ適切に活用して、課題解決に向け関係機関と連携を図りながら実施する。
- (iii) 教育・啓発については、人権教育・啓発推進法の理念に基づき、すべての県民の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、一層の推進を図る。

県としては、県民一人ひとりの人権尊重の理念についての理解を深めようとする努力を促しつつ、かつ、広く県民の共感が得られるよう、事業の内容や手法について自ら創意工夫を凝らすとともに、国や市町村、学校・社会教育施設、企業・民間団体等とも連携を図って役割を明確にしながら、広域的な事業、先導的な事業や市町村では実施が困難な事業等を実施する。

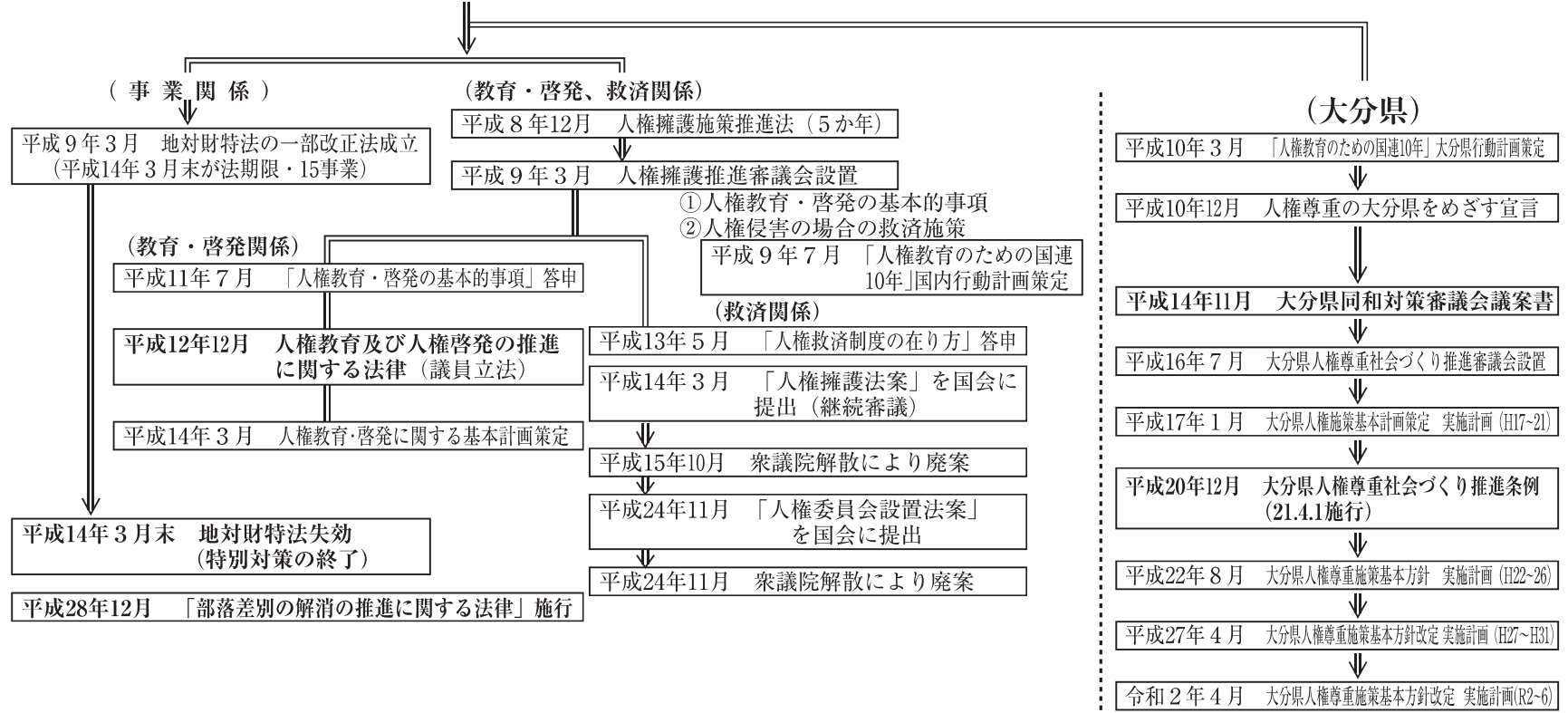
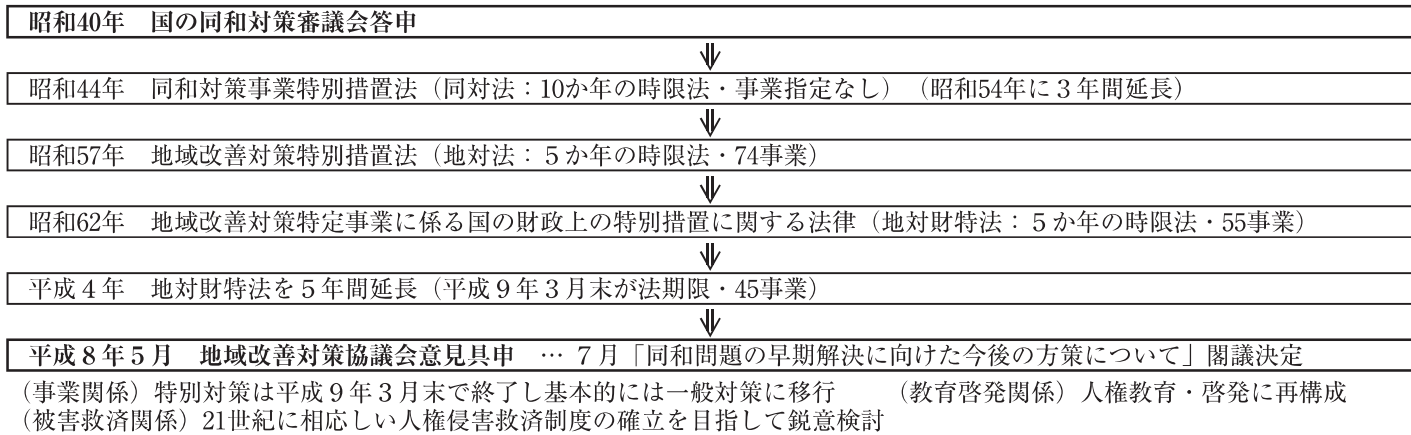
また、市町村に対する助言・情報提供などにより、市町村の積極的な取組を支援する。

- (iv) 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた取組として、県及び市町村は、「人権教育のための国連10年」の行動計画を定め推進しているが、この計画が終了する平成16年12月末までに、その後の県の人権施策の基本的事項を定めた「大分県人権施策基本計画」（仮称）を策定するとともに、併せて当審議会も様々な人権課題について審議する組織へと改めること等を検討する。

なお、これまで県が行う個人施策の適用の可否を検討してきた大分県同和対策専門委員会は、事業の見直しにより廃止する。

(v) 人権の世紀にふさわしい人権尊重の社会づくりは、本県における重要な課題の一つであり、今後も、同和行政は人権行政の原点であり重要な柱であると位置付けながら、平成10年12月の「人権尊重の大分県をめざす宣言」の理念及び平成11年12月に策定した新しい県長期総合計画「おおいた新世紀創造計画」に沿って積極的な施策を展開することによって、「人権文化の構築」と「共生社会の実現」を目指す。

国及び県の人権・同和対策の経緯



人権行政の手引

編集・発行 大分市大手町3丁目1-1
大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課
TEL 097(506)3172
印刷所 大分市古国府11組
佐伯印刷株式会社
TEL 097(543)1211
